

# 青森市立甲田中学校いじめ防止基本方針

平成25年12月24日策定  
令和3年4月1日一部改正  
令和5年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものです。

（文部科学省いじめ防止対策推進法「平成25年法律第71号第一章総則（定義）」）

いじめは子どもの心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為です。全ての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を学校全体で作ることが求められています。

学校・家庭・地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解決に取り組まなければなりません。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情及び自他を尊重する態度を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期対応・早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止のための取組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

### ①全校生徒会による活動

生徒が主体となり、いじめをなくするための話し合いなど、いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。（JUMPチームによる朝の**あいさつ運動**やいじめ防止に向けた**標語コンクール**（文化祭）等）

### ②学年・学級活動

生徒相互及び生徒と教師間の関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。

### ③道徳の授業の充実

毎月1回は、自己肯定感や自尊感情及び自他を尊重する態度を育てる授業として位置づけ、心と心の連携を図る。

特に、長期休業明けには「心の教育」を実施する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、社会性を育む教育活動や人権尊重の精神を貫いた教育活動を推進する。

#### ①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

・小中連携・職業体験等での異年齢交流の充実 → 居場所づくり・絆づくり

「中体連壮行式での小中連携激励応援(6月)」「職業講話・職場訪問(1年)職業体験(2年)」

「運動会、3年生激励会での縦割り活動」

・生徒の自発的な活動を支える委員会活動(毎日)の充実

・生徒が安心して自分を表現できる対話を重視した指導の充実

・全生徒が主体的に参加し、確かな学力の定着と達成感を味わうことができるようなわかる授業実践の充実 → 教師どうしによる授業参観の実施

定期的な「見せ合い授業(毎学期)」を実施することで、授業規律やわかる授業を互いに研修し、生徒の自己有用感を高め、いじめ未然防止につなげる。

#### ②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

総合的な学習の時間(キャリア教育等)や学級で行う班・係会議などで、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中で認められる自分が存在するを感じさせることで、自尊感情及び自他を尊重する態度を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるように指導を工夫する。

#### ③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる豊かな心の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

#### ④地域との連携活動

地域の「ボランティア活動(通年)」を実施することにより、自分たちの住む地域を知り、保護者や地域住民とともに住みよい地域をつくりあげていく連帯感を育成するとともに、自己有用感を高める。また、地域町会長や民生委員との協力体制をつくり、情報収集に努める。

### 3 いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けての取組み

(1) いじめの早期発見・早期対応のために、様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていけるよう校内研修を深める。

イ おかしいと感じた生徒がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守ることにより早期発見に努める。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期対応・早期解決を図る。

エ 「学校生活に関するアンケート(毎月末)」や「二者面談(適宜)」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」で事実の把握・対応を協議した後、全教員の共通理解のもと、的確な役割分

担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている生徒の心の傷をケアするために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を取りながら、指導を行っていく。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組み

ア いじめを認知した際は、初期対応後に「いじめ対応シート(毎月末)」にて市教育委員会に報告する。

イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況の生徒がいることにも配慮し、「Chromebook相談@青森市」、「フレンドリーダイヤル」、「24時間子供SOSダイヤル」、「あたたかテレホン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も生徒・家庭に紹介する。

## 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ①「生徒指導情報交換会」

毎週主任会において、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通認識・共通行動についての話し合いを行う。また、その内容を学年会議で周知し、共通理解を図る。※いじめ防止推進教師主幹

#### ②「日常的な生徒の変容の記録」

いじめの早期発見・早期対応のために、全教員でいじめにつながるような生徒の言動、また、いじめが疑われるような生徒の変容について情報収集し、その整理・活用を図る。

#### ③「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、いじめ防止推進教師、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、(事案によってはSC)によるいじめ防止対策委員会を設置する。週1回、委員会を開催、「日常的な生徒の変容の記録」をもとに情報交換や対応について協議する。

※校長が主催

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

2月の「入学説明会」や毎学期の「P T A例会」において、保護者との懇談を設け、また地区懇談会等においても地域住民から、地域の生徒のようすを情報提供してもらえるように関係を密にする。なお、緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導情報交換を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処

する。緊急を要する問題行動が発生したときに、**緊急甲田中生徒指導連絡協議会**を開催する。緊急甲田中生徒指導連絡協議会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ防止推進教師、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、当該学級担任

※「P T A会長、青森警察署(みなみ交番)、主任児童委員、校区連合町会長、スクールカウンセラー」

◎ 未然防止のために

- (1) 人権教育の充実 (2) 道徳教育の充実 (3) 体験教育の充実  
(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実 (5) 保護者や地域との連携

◎ 早期発見・早期対応のために

- (1) 日々の観察 (2) 観察の視点の共有化 (3) 生活記録ノートの点検 (4) 教育相談  
(5) いじめ調査 (学校生活アンケート調査) (6) 保護者や地域からの情報提供

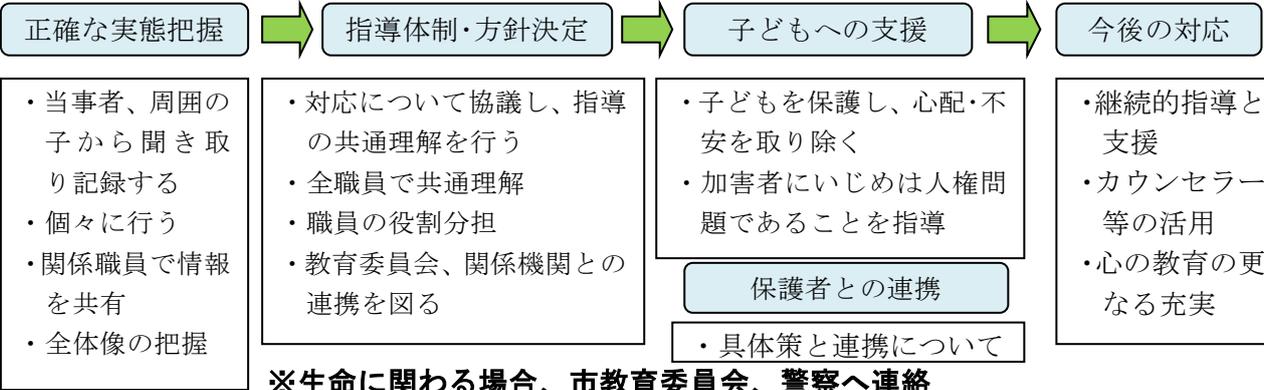
◎ 早期対応の基本的流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応」生徒指導部を招集する
- いじめられた子を守る
- 見守る体制づくり (登下校、休み時間、清掃時間、放課後)



直ちにいじめ防止推進教師 (教頭)、学級担任に連絡し、管理職に報告



※生命に関わる場合、市教育委員会、警察へ連絡  
※いじめ認知及び初期対応後、市教育委員会へ「いじめ対応シート」提出

## ＜緊急甲田中学生徒指導連絡協議会＞

### いじめ防止対策委員会設置要綱

#### 第1条 趣旨

いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つという出来事が起きている。このようなことをなくすために、甲田中学校の教育活動に携わるすべての関係者一人一人が、いじめの重要性をより一層認識する必要がある。さらに、いじめはどこの学校・学級でも起こりうるという認識を学校関係者一人一人が強くもち、いじめに対処する必要がある。

よって、甲田中学校におけるいじめの未然防止並びに正確な実態把握とその解決に向けた協議を行い、学校としての方針や具体的な取組を検討する。

#### 第2条 検討事項

上記趣旨に基づき、以下の内容についての具体的な検討を行う。

- (1) いじめの正確な実態把握とその解決に向けた協議
- (2) 「いじめ防止基本方針」の策定について
- (3) 「いじめ対応マニュアル」の作成について
- (4) 学校関係者への更なる意識啓発（未然防止）に係る研修について
- (5) その他委員会が必要と認める事項について

#### 第3条 委員長及び副委員長

委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は校長とし、委員会を統括する。
- (2) 副委員長は、教頭とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

#### 第4条 召集

委員会は、委員長が招集する。

- (1) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- (2) この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

#### 第5条 庶務

委員会の庶務は、生徒指導部において処理する。

#### 第6条 委員

校 長（委員長）	教 頭（副委員長）	教務主任	生徒指導主事
いじめ防止推進教師	各学年主任	養護教諭	※教育相談担当教員
※当該学級担任	※PTA 会長	※青森警察署（みなみ交番）	※主任児童委員
※校区連合町会長	※スクールカウンセラー		

「※」に示す者は、緊急甲田中学校生徒指導連絡協議会のメンバーとし、いじめの態様や事案対処の状況等により、必要に応じて校長が委員会又は協議会への出席を依頼する。

#### ＜参 考＞

##### ◎いじめの態様（犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……暴行
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……暴行、傷害
- ⑤金品をたかられる ……恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……窃盗、器物破損
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……強要、強制わいせつ
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……名誉毀損、侮辱

## いじめに対する対応（基本方針）

### 1 いじめを許さない学校づくり

- (1) 人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、暴力を許さず、生命や人権を守る教育指導の充実に努める。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。 **《人権を守る教育指導の充実》**
- (2) そうした中であって、「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、生徒と教職員が共有するとともに、生徒や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。 **《いじめを許容しない土壌の形成》**
- (3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。 **《情報化社会への対応》**
- (4) 夏季休業中など特に長期休業中においては、被害、加害を問わず、いじめの兆候の見える子ども、過去にいじめがあった子どもへの家庭訪問等、きめ細かな対応を行う。 **《長期休業中のきめ細かな生徒指導》**

### 2 いじめに対する認識や気づきへの対応

- (1) 常日頃から子どもの生活実態について、個別面談や日記の活用等工夫したきめ細かい把握に務め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないように、複数の教職員で確認し、情報を共有する。 **《いじめ情報の共有化》**
- (2) 教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、今一度見直し、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、教職員が一丸となった体制づくりに努める。 **《いじめ認知能力の向上》**

### 3 いじめを認知した場合の適切な対応

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる子どものいさかい等として見逃すことなく、いじめの兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握やいじめ防止推進教師、管理職への報告を正確かつ迅速に行うとともに、市教育委員会へ「いじめ対応シート」を提出する。重大ないじめ事案については、教育委員会への報告を迅速に行うこと。また、担任教諭のみならず、それぞれの教職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。 **《正確で迅速な対応》**
- (2) いじめを行った子どもに対しては、特別の指導計画による指導のほか、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり子どもの安全確保が必要な場合の措置については、市教育委員会、警察等関係機関との連携協力を図り、毅然とした対応を行う。 **《毅然とした対応》**
- (3) いじめの周辺にいる子どもたちや教職員の心のケアに配慮する。 **《心のケア対応》**

### 4 学校におけるいじめの問題に係る総点検の実施

- (1) 上記のいじめの未然防止、早期発見、早期対応（いじめへの適切な対応）の取組が、組織的かつ有効に機能しているか等について再点検を行う。 **《取組の再点検》**
- (2) 現在、把握しているいじめやいじめの兆候も含めた実態を改めて調査する。 **《いじめの実態調査》**